

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

29年 6月 12日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県あわら市矢地

氏名 東レ・ダウコーニング株式会社
福井工場 藤野 正志

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-73-1100

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東レ・ダウコーニング株式会社 福井工場
事業場の所在地	福井県あわら市矢地
計画期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日

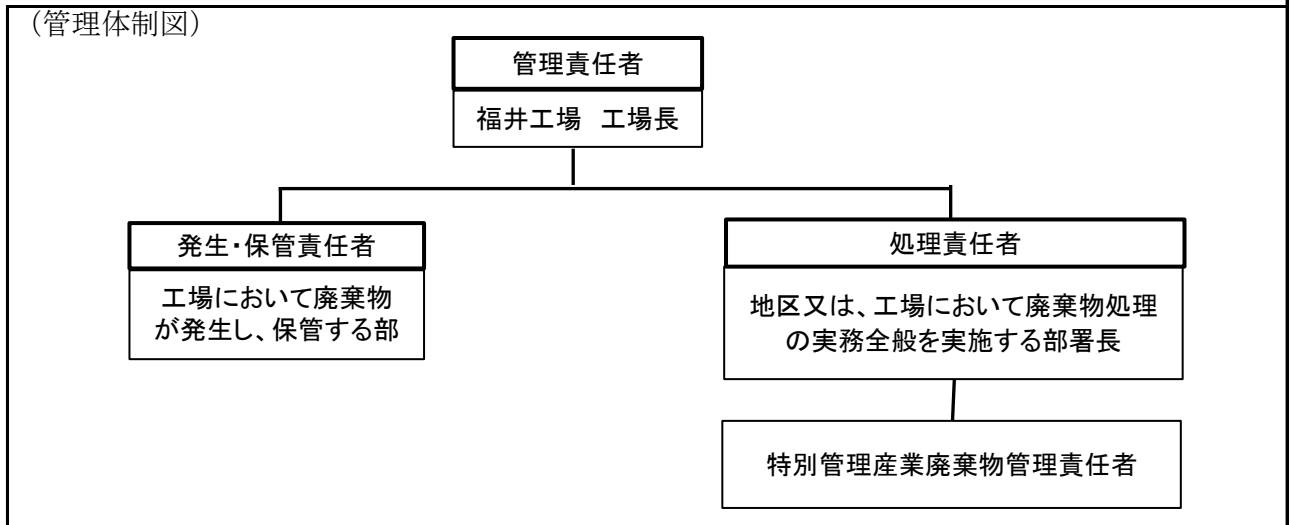
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E16 (化学工場)
②事業の規模	前年度の製品出荷額：260億円
③従業員数	総数：300人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①pH12.5以上のアルカリ性廃油 処理業者(中和処理)へ委託(処理後は別会社にて最終処分) ②引火性廃油 処理業者(焼却)へ委託(処理後の燃え殻は最終処分) 処分業者(中和・混合処理)へ委託(処理後は別会社にて最終処分) ③pH2.0以下の廃酸 処理業者(中和・混合処理)へ委託(処理後は別会社にて最終処分)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙①参照	
	特別管理	
	排	t
	(今後実)	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物処理管理基準書を制定し、不具合が発見された際は改定し、適正な分別・保管を実施している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・業者から分別に関する不具合は報告されていないため、現状の管理基準を継続しつつ、業者と定期的に連絡を取り、分別等に不具合がないか情報を得る。 ・得た情報は各部署に伝達し、必要に応じて基準書の改定を行う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t
		t
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t
		t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t
		t
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t
		t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全	t
		t
	別紙②参照	t
		t
		t
処理委託量		
(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処	別紙②参照	t
	認知 処		t
	認定 熱回 処		t
(今後実)			
※事務処理欄			

別紙①

特別産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度（ 28年度 ）実績】			
	産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	引火性廃油	pH 2.0以下の廃酸
	排出量	13.205 t	188.666 t	0.02 t
	(これまでに実施した取組) ・2012年以前は廃油の有価売却をしていたが、2012年以降危険性を考慮し、廃油の有価搬出⇒産廃処理へ切替を実施した。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	引火性廃油	pH 2.0以下の廃酸
	排出量	13 t	180 t	0.01 t
	(今後実施する予定の取組) ・各発生工程で作業ミスにより発生する廃棄物の削減計画を策定・実行する。 ・燃えやすい廃油の自社内における再利用の検討を開始する。			

別紙②

特別産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（28年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	pH12.5以上の廃アルカリ	引火性廃油	pH2.0以下の廃酸	
	全処理委託量	13.205 t	188.666 t	0.02 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	13.205 t	185.745 t	0.02 t	t
	再生利用業者への処理委託量	13.205 t	184.526 t	0.02 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t
	(これまでに実施した取組)				
	<ul style="list-style-type: none"> ・当該委託業者について定期的な現地査察を実施し、不備な点があれば指摘し改善を促す。 ・運搬・収集、処分委託契約を行なっている既存の業者が新たに優良認定を取得した。 				
	②計画	【目標】			
産業廃棄物の種類		pH12.5以上の廃アルカリ	引火性廃油	pH2.0以下の廃酸	
全処理委託量		13 t	180 t	0.1 t	t
優良認定処理業者への処理委託量		13 t	180 t	0.1 t	t
再生利用業者への処理委託量		13 t	180 t	0.1 t	t
認定熱回収業者への処理委託量		0 t	0 t	0 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	0 t	0 t	t
(今後実施する予定の取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の廃棄物処理業者に対し、優良認定を取得するよう申し入れを行う。 ・定期的な査察を継続して行なう。 					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。